## 長谷川議員 要望項目一覧

#### 平成28年度9月補正分

# 1 「山陰新幹線の早期実現と北陸新幹線敦賀以西ルートの決定」に向けた総合的戦略の必要性について

要望項目

国鉄時代に着工された東海道・山陽・東北・上越の各新幹線は、全額国費で建設されたが、整備新幹線である北陸・九州・東北(盛岡以北)・北海道の各新幹線は、建設費の3分の1を地方が負担しなければならない。この巨額の負担は、地方財政を圧迫する問題になる。

また、並行在来線は、整備新幹線の開業時にJRから経営分離されるが、通勤・通学者にとって、必ずしも利便性は高まらない。山陰新幹線の実現に向けては、北陸新幹線敦賀以西ルートにおける京都府北部ルート(舞鶴ルート)の選定が有効となるが、山陰方面への延伸の鍵を握る兵庫県での機運は高いとは言えない。

山陰新幹線の早期実現に向けて、本県における取組だけでなく、北陸新幹線敦賀以西ルートの決定に向けた協力や、隣接する兵庫県や島根県での機運醸成を含めて、 今から総合的な戦略構築を行い、取組を強化されたい。

## 2 県立美術館建設への県民公募債発行の検討について

県立美術館の建設に向けて、本年6月から7月にかけて連続開催された美術館フォーラムなどを通して、県民の関心と、美術館の必要性に関する議論の高まりが感じられる。

県民主体の美術館とするためには、財政面からの県政 参加として、県民公募債の発行が待望されるものであり、 検討を望みたい。

### 3 鳥取和牛の次世代の種雄牛造成について

本県畜産業の将来を見据えて、鳥取和牛について、次世代の種雄牛造成に向けた取組強化を図られたい。

#### 左に対する対応方針等

山陰新幹線の整備については、山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議が、リニア方式も含めた 新幹線の整備実現に向けた調査を実施するほか、6月には京都府北部地域を経由する北陸新幹線ルート延伸を「山陰新幹線を実現する国会議員の会」に要望、7月には山陰新幹線の早期実現と北陸新幹線京都府北部ルートの決定を求める決起大会を鳥取市内で開催するなど、山陰新幹線の早期実現を目指した積極的な活動を展開されている。

また、国においては昨年8月に与党の北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会が設置され、中間とりまとめにおいて、北陸新幹線敦賀以西のルートは、米原ルート、小浜ルート、舞鶴ルートの3案に絞りこまれた。当該ルートごとに建設費用や経済波及効果等を試算し、年末を目途に与党委員会が最終ルート案を決定されると聞いている。

県では、山陰新幹線の整備推進については、山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議や「山陰新幹線を実現する国会議員の会」の活動と同調しながら、まずは、京都や兵庫と足並みの揃った運動を展開していくとともに、山陰の鉄道の高速化について、県民の機運醸成を含め、丁寧かつ慎重に議論を進めさせていただきたい。なお、全国新幹線鉄道整備法の基本計画線に止まっている山陰新幹線の整備計画線への格上げについて、本年7月に国土交通省に対して要望した。

県立美術館の建設については、現在議論が行われている基本構想検討委員会における検討結果を踏まえ、適切に判断してまいりたい。

美術館建設に当たっては、PPP/PFI手法を優先的に検討することが前提ではあるが、県が直営で実施するのであれば、金融市場の動向を踏まえた上で、発行について検討してまいりたい。

「白鵬85の3」「百合白清2」「百合福久」といった日本有数の種雄牛に続く市場価値の高い「鳥取和牛」を創出するため、畜産試験場において昨年度から「ゲノム育種価」(※)という新たな評価手法を全国に先駆けて種雄牛造成に活用しており、より早く次世代の優秀な種雄牛を造成するように取り組んでいるところである。

要望項目	左に対する対応方針等
4 18 歳までの特別医療費助成の継続について	市町村と協力し来年度以降も継続して取り組むこととしている。
本年4月から、小児特別医療費助成の対象が、15 歳ま	
でから18 歳までに拡大されたが、非常に有益な制度であ	
り、継続を求めたい。	
5 差別事案への対応について	インターネット上に、部落解放同盟関係者と称して数百名の氏名や住所等が掲載されている事象も
『全国部落調査』復刻版発行とホームページへの掲載	発生していることなどから、平成29年度中に施行される改正個人情報保護法に基づき、個人情報保
は、差別の扇動であり、差別の助長拡散行為である。そ	護委員会に対して、法の趣旨を踏まえ、個人情報の取り扱いの監視監督について適切に対応するよう
して、個人の人権を踏みにじるものである。	求めたいと考えている。また、法務省及び総務省に対して、引き続き、人権侵害事案を解消するため、
県として、近々稼働する国の個人情報保護委員会に法	法整備を含めた実効性ある措置を早急に講じるよう要望を行う。
的規制を求めるとともに、地方法務局等の関係機関に対	
して、発行禁止と掲載削除に向けた対応を要請されたい。	